

毒物劇物取扱者試験の実施について（公告）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和3年7月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験日時

令和3年11月6日（土）

午前11時20分から午後0時40分まで

2 試験会場

新潟市中央区鐘木185番地10

新潟市産業振興センター

3 試験の種類

(1) 一般

毒物劇物の全品目を取り扱う責任者

(2) 農業用品目

農業上必要な毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

(3) 特定品目

限定された毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

4 試験の内容

試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式とする。

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（特定品目は劇物のみ）

(4) 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（特定品目は劇物のみ）

5 受験資格

本年度の試験は、受験願書の提出時点で新潟県内に在住の方のみ対象とする。

なお、年齢、学歴、経験は問わない。

6 受験願書等の交付

(1) 受験願書等は、令和3年7月28日（水）から新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付も行うが、締切りは8月18日（水）までの必着分とする。

(2) 受験願書提出後の試験の種類の変更は認めない。

7 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験願書データ

ウ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ（4.5cm×3.5cm）のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。

エ 受験票

(2) 受験手数料

10,500円を新潟県収入証紙により納付する。（新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。）

一旦納付した手数料は、返還しない。

(3) 受験願書の受付期間

令和3年8月4日（水）から8月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、8月25日（水）の消印まで有効とする。

(4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所

8 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票（はがき）を受験者宛に送付する。

9 試験当日の諸注意等

試験方法は筆記方式（マークシート）によるので、H B又はBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参すること。

10 合格発表及び合格証の交付

(1) 合格発表

令和3年12月6日（月）午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市保健所及び県のホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/>）において、合格者の受験番号を発表する。

(2) 合格証の交付

合格証は、令和3年12月6日（月）午前9時以降、受験願書を提出した場所で交付する。

11 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示請求があった場合、次により開示する。

(1) 開示する項目

科目別得点、総合得点

(2) 開示請求の受付期間

令和3年12月6日（月）から令和4年1月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月3日を除く。）

(3) 開示請求の受付場所

受験願書を提出した場所（ただし、新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課においては、全受験者の開示請求を受け付ける。）

12 その他の留意事項

(1) 試験についての講習会は、県では実施しない。

(2) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課にすること。